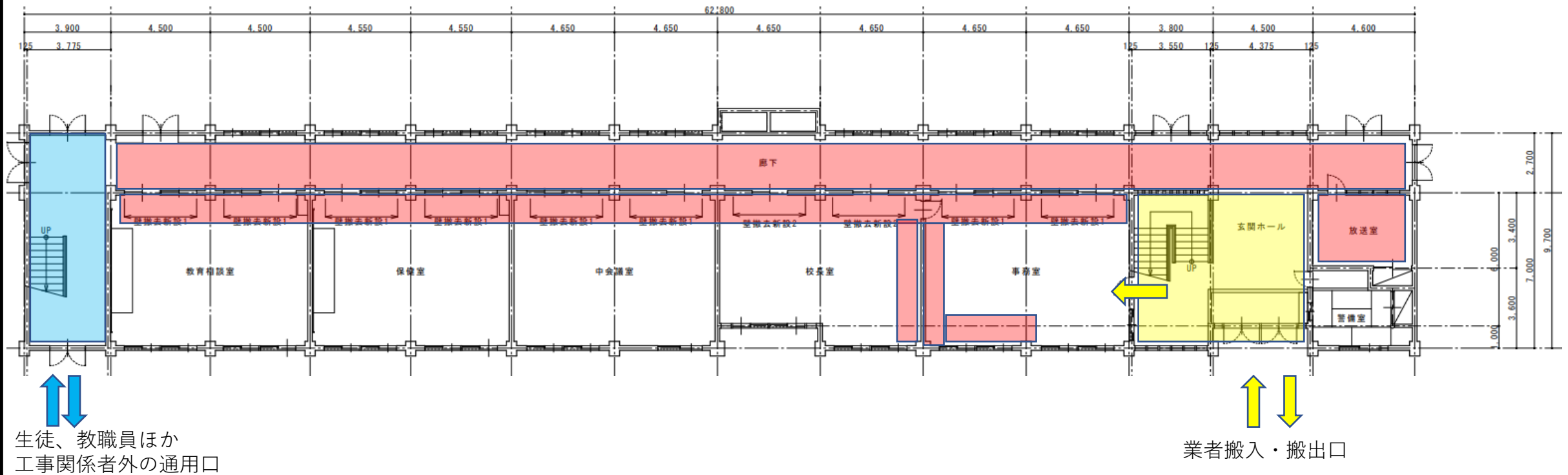


第1棟 1階

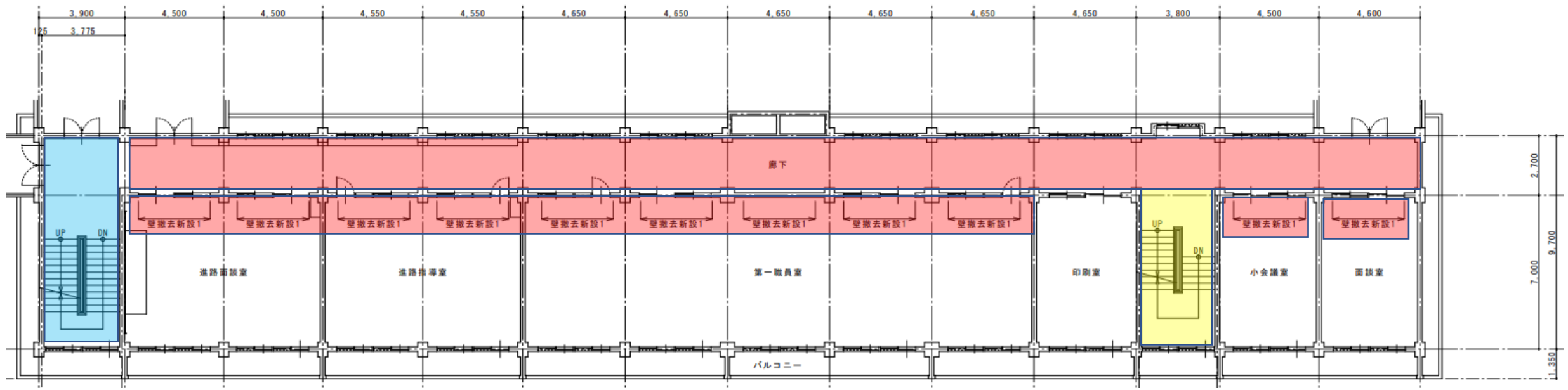


- 印の範囲内にある物品は、空調工事に支障となるため原則として移動する必要がある。 例外的に残置する大型備品は発注者より指定する。
- 印の範囲内は、工事・引越業者の物品搬入・搬出作業区域内となるため物品の仮置き等は原則として出来ない。例外的に仮置きする物品は発注者より指定する。

各階見取図

【別紙4】

第1棟 2階

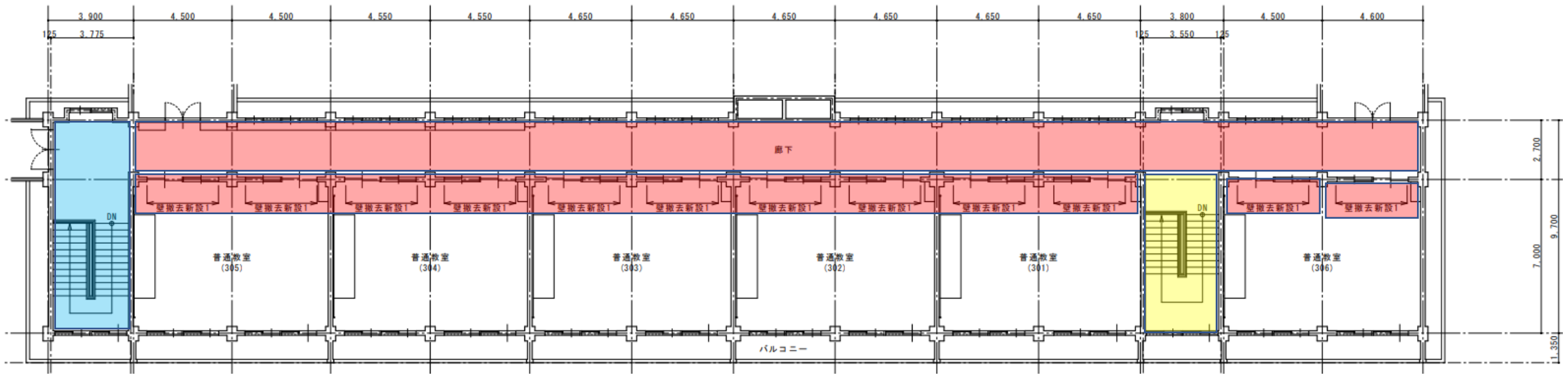


- 印の範囲内にある物品は、空調工事に支障となるため原則として移動する必要がある。 例外的に残置する大型備品は発注者より指定する。
- 印の範囲内は、工事・引越業者の物品搬入・搬出作業区域内となるため物品の仮置き等は原則として出来ない。例外的に仮置きする物品は発注者より指定する。

各階見取図

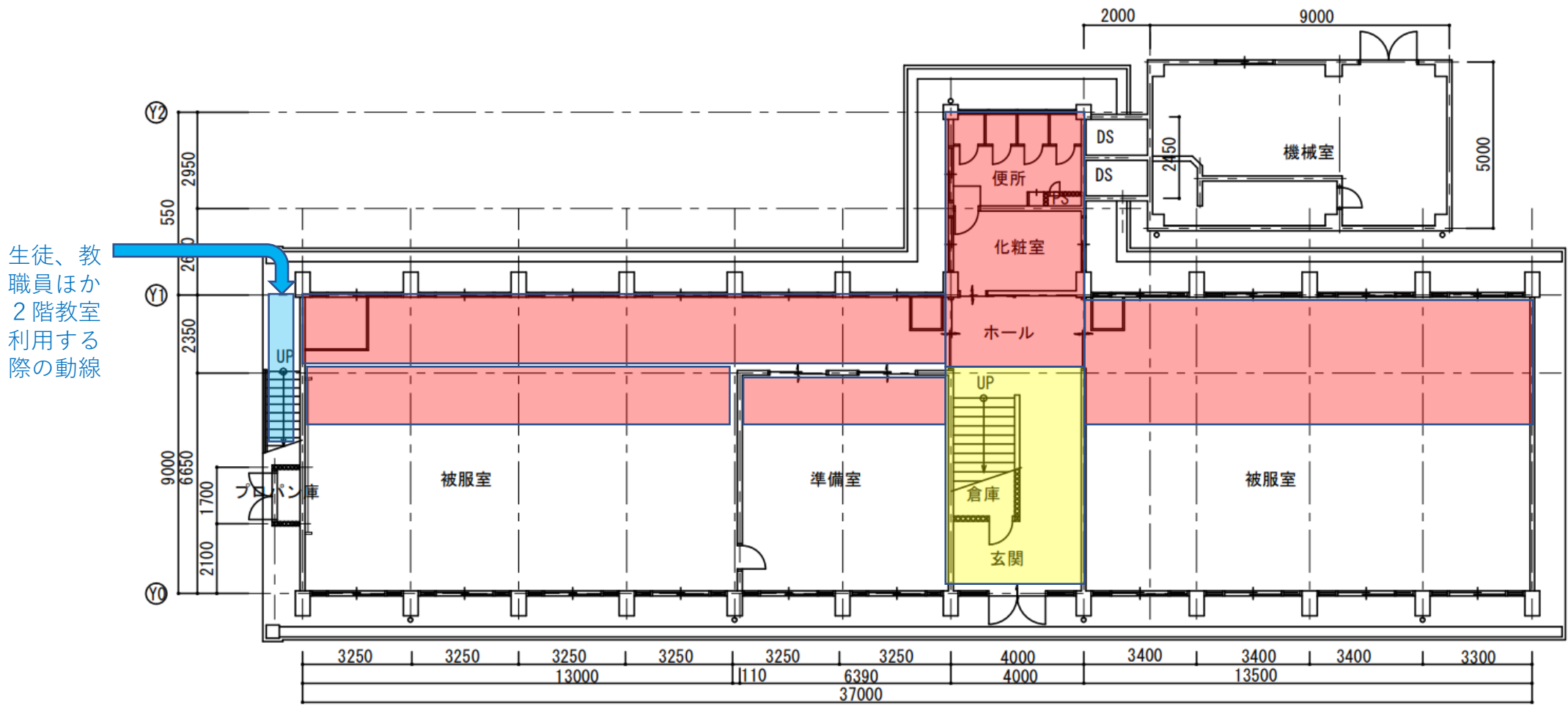
【別紙4】

第1棟 3階



- 印の範囲内にある物品は、空調工事に支障となるため原則として移動する必要がある。 例外的に残置する大型備品は発注者より指定する。
- 印の範囲内は、工事・引越業者の物品搬入・搬出作業区域内となるため物品の仮置き等は原則として出来ない。例外的に仮置きする物品は発注者より指定する。

第26棟被服棟 1階

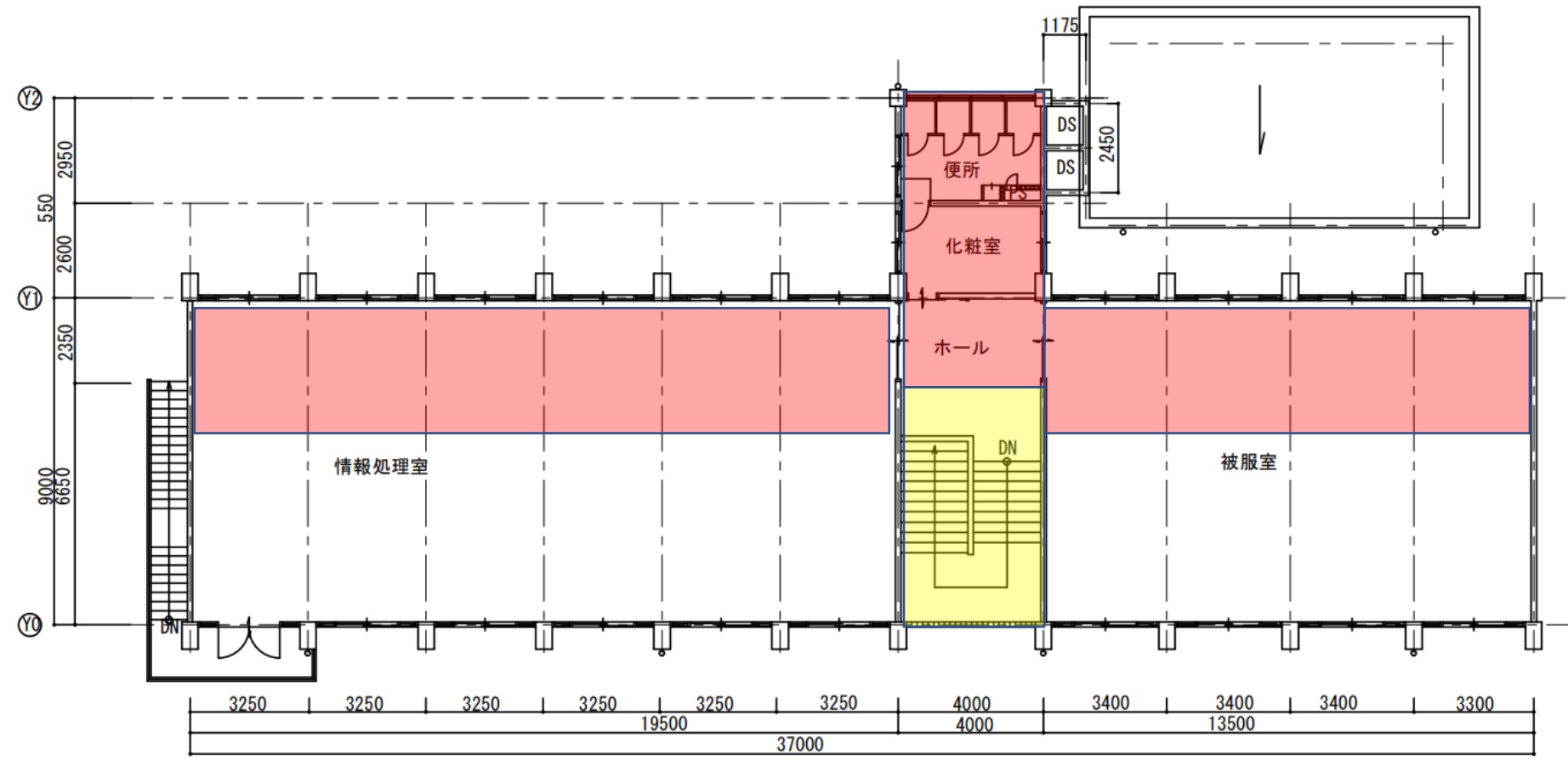



- 印の範囲内にある物品は、空調工事に支障となるため原則として移動する必要がある。 例外的に残置する大型備品は発注者より指定する。
- 印の範囲内は、工事・引越業者の物品搬入・搬出作業区域内となるため物品の仮置き等は原則として出来ない。例外的に仮置きする物品は発注者より指定する。


各階見取図

【別紙4】

第26棟被服棟 2階



 印の範囲内にある物品は、空調工事に支障となるため原則として移動する必要がある。 例外的に残置する大型備品は発注者より指定する。

 印の範囲内は、工事・引越業者の物品搬入・搬出作業区域内となるため物品の仮置き等は原則として出来ない。例外的に仮置きする物品は発注者より指定する。